

第三次循環型社会形成推進基本計画 国の取組に係る進捗状況表 (第2回点検) (暫定版)

(参考 1 - 1) 国内における取組

第三次循環型社会形成推進基本計画第5章第2節の項目	府省名	取組概要 ※取組ごとに「1」、「2」等の番号を付し、右の「当年度の進捗状況」及び「次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等)」においても当該番号を引用してください。	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当該年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
1 「質」にも着目した循環型社会の形成					
<p>(1) 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築</p> <p>① 社会経済システムとして2Rを推進すべく、国民・事業者が行うべき具体的な2Rの取組を制度的に位置付けることを検討する。</p> <p>② 2Rの取組を進めるためには、川下の消費者のライフスタイルの変革に加えて、容器包装の削減・軽量化、長期間使用することのできる製品の開発、リターナブル容器の利用等の川上の事業者の積極的取組を社会的費用にも配慮しつつ推進することが必要となる。このため、これらの取組を行っている事業者が社会的に評価される仕組みづくり等を進める。また、持続的に消費者の行動を促すことができるよう、地域における消費者、事業者、NPO、地方公共団体等の各主体間の連携等のあり方につ</p>	環境省	<p>1. 各種2R(リデュース・リユース)に関する施策の成果を踏まえつつ、異分野との連携及び先行的な取組事例についての調査分析、2Rに関するデータ収集等を行い、情報発信を推進する。</p> <p>また、2Rの取組がより進む社会経済システムの構築のモデルとなる制度的な2R取組を実施し、将来の制度化に向けた検討を行う。(①、②、④)</p> <p>2. 環境省では、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制、再生利用の促進及び住民の意識改革を進めるため、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定し、市町村等による一般廃棄物処理の有料化の取組を支援している。</p> <p>また、手引きと併せて「一般廃棄物会計</p>	<p>1. 平成25年度には、各種2Rに取り組んでいる事業者の情報を収集し事例集を作成した。平成26年度には、NPO、事業者等における2Rの取組状況、各種統計が示す経済・社会情勢の評価・分析を行うとともに、2R取組事例集、「3R見える化ツール」等の活用による、物質循環の推進に向けた、異分野間・主体間連携のあり方について検討を行った。</p> <p>2. 平成25～26年度は、3つのガイドラインの普及促進を目的として、市町村担当者を対象に、3つのガイドラインの活用方法等についての説明会を開催した。</p> <p>また、一般廃棄物会計基準の普及促進の方策の検討を行った。さらに、3つのガイドラインに関する市町村担</p>	<p>1. 2Rの取組がより進む社会経済システム構築の実例を作るため、多様な主体が参画する会議体を設置し、規制的手法等を用いたモデルとなる制度的な2R取組を実施し、システム構築に向けた課題の分析・評価を行う。</p> <p>さらに、我が国全体の2R取組状況を把握するための指標の検討を行う。</p> <p>→平成25年度の成果に加えて、NPO、事業者等における2Rの取組状況、各種統計が示す経済・社会情勢の評価・分析を行うとともに、これまでに整理・開発してきた2R取組事例集、「3R見える化ツール」等の活用による、物質循環の推進に向けた、異分野間・主体間連携のあり方について検討を行う。</p> <p>2. 平成27年度は、市町村等における一般廃棄物会計基準に係るケーススタディを実施するとともに、その普及促進方策についての検討を行う。</p>	<p>1. 引き続き、2Rの取組がより進む社会経済システムの構築のモデルとなる制度的な2R取組を実施し、将来の制度化に向けた検討を行う。1. これまでの2Rに関する施策の成果を踏まえつつ、異分野との連携及び先行的な取組事例についての調査分析、2Rに関するデータ収集等を行う。</p> <p>2. 平成28年度も引き続き、市町村等による廃棄物の適正処理・3Rの推進に向けた取組を支援するため、「一般廃棄物会計基準」をはじめとした3つのガイドラインの更なる普及促進に努める。</p>

コメント[A2]: 循環室、リサ室、産廃課、廃対課、環境経済課、環境教育推進室(民活室)、地球温暖化対策課

コメント[A1]: 民活室

いて検討する。

③ リユースを主要な循環産業の一つとして位置付け、リユース品が広く活用されるとともに、リユースに係る健全なビジネス市場の形成につながるよう、盗品販売など事業者の不適正行為防止のための法令遵守体制（コンプライアンス）の徹底はもとより、リユース品の性能保証など消費者が安心してリユース品を利用できるような環境整備を推進する。また、経済活動に適合し、2Rにビジネスベースで取り組み象徴的な事例を創出・定着させることを目的に、社会実験として、事業者等による先進的取組を支援する。

④ 「3R行動効果の見える化」として、リサイクルも含めて、個々の消費者・小売店をはじめとする事業者が実際に取り組むことができる3R行動とその効果を分かりやすくまとめ、きめ細やかに情報提供する。また、3R行動効果の結果を簡易に販売促進や環境報告書への記載などに活用できるようにし、取組実施のインセンティブとする。

⑤ 国民の「もったいない」という文化、意識を活かし、消費者、各事業者が連携して、食品廃棄物、容器包装の削減などフードチェーン全

基準」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（これらを総じて3つのガイドラインという。）を策定し、市町村等に対して、一般廃棄物処理に関するコスト分析方法、標準的な分別収集区分等を示し、市町村等による廃棄物の適正処理・3Rの推進に向けた取組みを支援している。（①）

3. 容器包装のリデュース・リユース推進を図るため、内容物あたりの容器包装使用重量が少ない商品の販売・製造等の促進を図っている。また、各主体間の積極的なコミュニケーションを促し、商品の製造段階における環境配慮設計の促進に取り組む。（②、⑤）

4. 容器包装のリデュース・リユース推進を図るため、消費者、事業者、地方公共団体等が連携した地域におけるびんリユースシステムの構築支援を行っている。また、高齢化社会や宅配・通信販売サービスの増加を踏まえ、リユースびんの流通量増加方策を検討する。（②、③）

5. 使用済製品等のリユース促進事業研究会を設置し、リユースに関する取組の活性化を図るための事業を実施する。（②、③）

当者からの質問に対応するための質問窓口の開設や一般廃棄物処理システムの指針の支援ツールの更新等を行った。

3. 容器包装を用いた商品の販売を行う小売事業者の店舗において、内容物あたりの容器包装使用重量が少ない商品を明確化し販売を行い、消費者の消費動向や意識について調査した。

4. 消費者、事業者、地方公共団体等の関係者が連携し地域内でのびんリユースを促進するための実証事業を64件実施し、当該実証事業の中で、各関係者による協議会の設置等についても支援した。

5. 市町村がリユース事業者、地域のNPOや市民団体と協力して、新たに使用済製品等のリユースの促進に資するモデルプランを地域の特性に応じて立案してもらうモデル事業を3件実施するとともに、これまでのモデル事業等の取組を取りまとめた

3. リデュース等を促進するための消費者啓発について必要なマネジメントを検討するための前提情報として、消費者の環境配慮型容器包装等に係る意識調査を実施する。容器包装を用いた商品の販売を行う小売事業者の店舗において、内容物あたりの容器包装使用重量が少ない商品を明確化し販売を行い、消費者の消費動向や意識について調査する。また、製造段階におけるリデュース設計の促進に係る課題点等について調査する。

4. 消費者、事業者、地方公共団体等の関係者が連携し地域内でのびんリユースを促進するための実証事業を55件~~55~~54件実施し、当該実証事業の中で、各関係者による協議会の設置等についても支援する。

5. 市町村や都道府県がリユース事業者、地域のNPOや市民団体と協力して、地域の団体（~~N-PONPO~~）や市民団体、大学等）や事業者、自治体が協力・連携して、新たに使用済製品等のリユースの促進に資するモデルプランを地域の特性に応じて立案してもらうモデル事業を~~2-3~~23件実施するとともにコンプライアンスの徹底のための法的整理を実施、公表す

3. 及び4. 中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において行われている容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等の結果や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じる。

5. 引き続き、地域の団体（~~N-PONPO~~）や市民団体、大学等）や事業者、自治体が協力・連携して、新たに使用済製品等のリユースの促進に資するモデルプランを地域の特性に応じて立案してもらうモデル事業を実施する。モデル事業について継続実施しつつ、当該事業が次年度で5年目となることから、今までのモデル

体の改善に取り組む。

⑥ 長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅認定制度の運用、認定長期優良住宅に対する税制上の特例措置の活用を促進する。

6. 循環型社会の形成に関する最新情報の提供、循環基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行う。
(②)

7. 国等は、グリーン購入法に基づき、2Rの取組も含めた環境配慮型製品の調達を推進。(②)

8. 小売業者による適正なリユースの促進

「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」を作成し、全国の自治体へのリユースの取組拡大を図った。

6. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-Style」(PC版)「http://www.re-style.env.go.jp」、(携帯版)「http://www.re-style.env.go.jp/k」)を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図った。また、ソーシャルネットワーク(Facebook)を活用し更なる情報発信の効率化を行った。

7. グリーン購入法に基づく基本方針について、開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて、適宜必要な見直しを行うこととなっており、平成26年度においても、有識者等による検討会を設置し、基本方針の改訂作業を行った。また、各省庁等は、グリーン購入法に基づき、調達方針の策定を実施しており、国等においては、ほぼ100%のグリーン購入が実施され、率先したグリーン購入の推進がなされている。

8. 特定家庭用機器の引取台数の多い大手量販店等に対して、リユースとリサイクルの仕分け基準の作成状況について確認した。また、家電リ

ユース

6. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-Style」(PC版)「http://www.re-style.env.go.jp」、(携帯版)「http://www.re-style.env.go.jp/k」)を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図る。また、ソーシャルネットワーク(Facebook)を活用し更なる情報発信の効率化を行う。

7. グリーン購入法に基づく基本方針について、必要な見直しを行うため、平成27年度においても、有識者等による検討会を設置し、基本方針の改訂検討を実施している。また、各省庁等は、グリーン購入法に基づき、調達方針の策定を実施しており、国等においては、ほぼ100%のグリーン購入が実施され、率先したグリーン購入の推進がなされている。

8. 特定家庭用機器の引取台数の多い大手量販店等に対して、リユースとリサイクルの仕分け基準の作成状況について確認する。また、家電リサイクル法に基づく小売店への立入

事業を踏まえたとりまとめを実施するとともに、地方公共団体等に対して情報提供を行い、リユースに関する取組の活性化を図る。

6. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-Style」(PC版)「http://www.re-style.env.go.jp」、(携帯版)「http://www.re-style.env.go.jp/k」)を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図る。また、ソーシャルネットワーク(Facebook)を活用し更なる情報発信の効率化を行う。

7. グリーン購入法に基づく基本方針について、必要な見直しを行うため、平成28年度以降においても、有識者等による検討会を開催し、基本方針の改定検討を実施予定。また、各省庁等は、グリーン購入法に基づき、調達方針の策定を実施するとともに、率先したグリーン購入を推進する予定。

8. 引き続き特定家庭用機器の引取台数の多い大手量販店等に対して、リユースとリサイクルの仕分け基準の作成状況について確認するとともに、家電リサイクル法に基づく小売店への立入検査時にお

コメント [A3]: 経済課

と家電リサイクル法に基づく引取・引渡義務の適正実施を担保するため、小売業者に対して「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」を踏まえた、リユースとリサイクルの仕分け基準の作成を推進する。(③)

9. 「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」を自治体に対して発出し、リユース品として適さない特定家庭用機器等の廃棄物該当性の判断基準を示し、適正なリユースを推進するとともに、市区町村の許可又は委託を受けない、無許可の廃棄物回収は違法であると啓発するための広報や研修を実施(③)

~~10. 市区町村の許可又は委託を受けない、無許可の廃棄物回収は違法であると啓発するための広報を実施(③)~~

サイクル法に基づく小売店への立入検査時において、リユース品を取り扱う場合は、リユースとリサイクルの仕分け基準を作成するよう求めた。さらに、消費者に対して、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信を行うため、情報発信の方法を検討した。

9. リユースに適さない特定家庭用機器等を違法に回収している事業者への指導方法等の事例について、自治体に照会し、結果をとりまとめるとともに、優良な指導事例等をピックアップした。市区町村の許可又は委託を受けずに営業する違法な廃棄物回収業者対策に関する市町村職員向けのセミナーを都内で開催した。

検査時において、リユース品を取り扱う場合は、リユースとリサイクルの仕分け基準を作成するよう求める。さらに、適正なリユースを促進するための具体的な取組を検討し、特定家庭用機器廃棄物の回収率を向上させるためのアクションプランに盛り込む。

9. リユースに適さない特定家庭用機器等を違法に回収している事業者への指導方法等の事例に関する優良事例を取りまとめ、自治体に情報提供を行う。

~~全国8か所で市町村職員向けのセミナーを開催するとともに、違法な廃棄物回収業者対策モデル事業を実施する。また、違法な廃棄物回収業者対策のための具体的な取組について検討し、特定家庭用機器廃棄物の回収率を向上させるためのアクションプランに盛り込む。~~

~~ついて、自治体に照会し、結果をとりまとめるとともに、優良な指導事例等をピックアップして自治体に情報提供を行う。~~

~~10. 引き続きポスター・パンフレット等を活用した広報を実施している。~~

10. 近年関心が高まっている、食品廃棄物の3R行動に係る環境負荷削減効果を見える化できるツールを作成する。

いて、リユース品を取り扱う場合は、リユースとリサイクルの仕分け基準を作成するよう求めていく。また、策定されたアクションプランに基づき、取り組みを推進する。消費者に対して、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信を行っていく。

9. 引き続き「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」の更なる周知徹底及び事例集の活用について周知徹底を図る。策定されたアクションプランに基づき、取り組みを推進する。

~~10. これまでの広報内容をふまえ、より効果的に違法な廃棄物回収業者について情報発信する方法を検討し、実施していく。~~

1-4-0. 事業者等による3R（リデュース、リユース、リサイクル）行動を促進するため、3R行動による環境負荷削減効果を見える化する「3R行動見える化ツール」の開発、及び開発したツールを活用した実証事業の実施、普及啓発を図る。（④）

1-2-1. 関係省庁、地方自治体、関係事業者、消費者等の様々な関係者が連携したフードチェーン全体での食品ロス削減国民運動の展開を行う（⑤）

1-4-0. 平成25年度には、ツールの精緻化及び小売店、製造業者の協力のもと、ツールによって算出した環境負荷削減効果を消費者に提示し、その前後での意識変化や行動変化を調査等するための実証事業を実施した。平成26年度には、事業者等による3R行動について、ツールを活用して環境負荷削減効果を見える化し、それらの事例をセミナーや環境省ホームページにおいて情報発信した。また、国民等がより容易に環境負荷削減効果を見える化できるよう、簡易版のツールを作成した。

1-2-1. 食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制の目標値について、平成26年4月から75業種のうち26業種について本格施行した。食品廃棄物等の発生抑制の取組を含め、二酸化炭素の排出削減に同時に資する地域における草の根活動への支援を平成26年4月から開始した。

1-2-1. 農林水産省と連携し、全国の食品ロス発生量の推計の精緻化を実施し、全国の食品ロス発生量が平成24年度実績で約642万トンとの推計値を平成27年6月に発表した。食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制の目標値について、平成27年8月に、新たな定期報告データ等を踏まえ、5業種を対象に発生抑制の目標値を追加し31業種とした。食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制の目標値について、平成26年4月から75業種のうち26業種について本格施行した。食品廃棄物等の発生抑制の取組を含め、二酸化炭素の排出削減に同時に資する地域における草の根活動への支援を平成26年4月から開始した。

1-4-0. 引き続き、事業者等による3R行動の促進及びツールの使用を促進するため、新たなツールの活用事例を構築し、それらの事例を情報発信する。

1-2-1. 発生抑制の目標値が設定されていない業種を含め、食品関連事業者による食品廃棄物等の発生抑制の在り方について引き続き検討していく。市町村等における家庭系食品ロス削減対策の優良事例の調査を実施し、この事例を広く水平展開することで、地域の食品ロス削減対策の普及を図る。

<p>経 済 産 業 省</p>	<p>1. 3R推進団体連絡会による自主行動計画に基づく取組の推進 (①、②、③)</p> <p>2. 容器包装の環境配慮設計に関する国際規格として ISO18602 (包装の最適化) 及びこれに対応国内規格として JIS Z 0130-2 が制定されている。容器包装の設計・製造に携わる事業者が環境配慮設計を推進するツールとして活用するため、また容器包装の環境配慮設計の事業者の取組の考え方を消費者等に説明するツールともなる活用事例集及び活用ガイドラインを作成する。(②)</p>	<p>1. 容器包装については、産業構造審議会及び中央環境審議会において、3R推進団体連絡会による「容器包装 3R のための第二次自主行動計画」(2011～2015 年度)に基づくリデュースに係る取組状況について聴取した。</p>	<p>1. 容器包装については、産業構造審議会及び中央環境審議会において、3R推進団体連絡会による「容器包装 3R のための第二次自主行動計画」(2011～2015 年度)に基づくリデュースに係る取組状況について評価・検討を行い、委員より取組の更なる推進に向けた施策提言等がなされた。</p> <p>2. 当該規格の活用に進んだ企業から取組事例を集め、容器包装の製造・利用事業者、有識者及び消費者で幅広く構成する委員会において、より効果的な当該規格の活用方法について検討し、当該規格を今後活用しようとする企業向けの参考となるよう事例集及び活用ガイドラインを作成する。</p>	<p>1. 容器包装については、引き続き 3R 推進団体連絡会による自主行動計画に基づく取組を推進するため、産業構造審議会及び中央環境審議会において取組状況の評価を行う。</p> <p>2. 作成する活用事例集及び活用ガイドラインの利用を呼び掛けるなどして、引き続き容器包装の設計・製造に携わる事業者に環境配慮設計の取組を推進する。</p>
<p>農 林 水 産 省</p>	<p>1. 関係省庁が連携し、本来食べられるのに廃棄されている「食品ロス」の削減と食品廃棄物の再生利用を推進。(⑤)</p> <p>2. 食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制目標値の展開。(⑤)</p>	<p>1. いわゆる「3分の1ルール」等の食品ロスの要因となっている商慣習見直しに向けた取組や、フードバンク活動、食品関連事業者や消費者を対象としたシンポジウム開催等に対する支援により、食品ロス削減国民運動を展開した。</p>	<p>1. 引き続き、食品ロス削減につながる商慣習見直しを支援するとともに、フードバンク活動の強化等に対する支援により、食品ロス削減国民運動を展開する。</p> <p>2. 平成 27 年 8 月から、新たに 5 業種について、食品廃棄物等の発生抑制目標値(基準発生原単位)を設定した。</p>	<p>1. 食品ロスの要因となっている商慣習の見直しに向けた取組や、食品ロス削減に貢献するフードバンク活動に対する支援等により、食品ロス削減国民運動を展開する。</p> <p>2. 平成 28 年度以降についても食品廃棄物等の発生抑制に向けて、適切な制度運用を実施していく。</p>

書式変更: 下線なし

書式変更: 下線

書式変更: 下線なし

書式変更: 下線なし

書式変更: 下線

書式変更: 下線なし

書式変更: 下線なし

書式変更: 下の段落と分離しない

国土交通省	<p>1. 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅の普及を促進し、良質な住宅ストックを将来世代に継承することを目的として、平成21年より「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政庁が認定する制度を運用しているところである。認定を受けた住宅については、税制上の特例措置を実施している。</p> <p>制度の運用開始以来、累計で約60万戸（平成27年6月末現在）が認定されており、新築住宅着工に占める割合は11.3%（平成26年度実績）となっている。</p> <p>住生活基本計画（平成23年3月15日閣議決定）において、平成32年度までに新築住宅における認定長期優良住宅の割合を20%以上とすることが目標とされており、さらなる制度普及を目指している。（⑥）</p>	<p>1. 平成26年度には、全国で99,905戸の長期優良住宅建築等計画を認定しており、新築住宅着工に対する認定住戸の割合は11.3%となっている。</p>	<p>1. 平成27年度についても引き続き、認定制度の運用を実施していく。</p>	<p>1. 平成28年度以降についても引き続き、認定制度の運用を実施していく。</p>
厚生労働省	<p>1. 生活衛生関係営業者による環境配慮の取組の推進</p> <p>旅館・飲食・食肉関係営業者による食品循環資源の再生利用率の向上を図る。</p> <p>計画的かつ効率的な「食品リサイクルシステム」の構築と推進に対する支援（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第164号））</p> <p>さらに、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づく「振興指針」の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置づけ。（⑤）</p>	<p>1. 全国生活衛生営業指導センターにより平成15年度に策定された食品リサイクル推進指針では、都道府県生活衛生営業指導センターを中心に、食品関連事業者、再生利用事業者、特定肥飼料等の利用事業者の3者の連携による食品リサイクルが推進されるよう「食品リサイクル地域推進会議」を設置することで、生活衛生同業組合等が再生利用事業計画を策定する支援を行うこととした。</p>	<p>1. 引き続き厚生労働大臣が定める振興指針により食品リサイクル推進指針の内容を踏まえて改訂を行うことにより支援を行っていく。</p>	<p>1. 今後、振興指針の見直しを行い、食品リサイクルの実施率の向上を図る支援を行う。</p>

(2) 使用済製品からの有用金属の回収

① 小型家電リサイクル法にできるだけ多くの地域や事業者が参加し、既存の取組ともあいまって全国的な回収率が上がり主要なリサイクル制度として定着するよう、(ア)市町村が主体となった回収体制構築のための地方公共団体等に対する支援、(イ)制度の意義・効果等に関する普及啓発、(ウ)各主体間の連携促進等を行う。

② 次世代自動車や超硬工具等のレアメタル等を含む主要製品全般を横断的に対象として、平成24年に「使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について」として取りまとめられたレアメタル等のリサイクルに係る対応策を踏まえ、回収量の確保やリサイクルの効率性の向上に向け、着実に取組を進めていく。

③ 拡大生産者責任の理念に基づき、素材別の分別・リサイクルが行いやすくなるよう、部品毎に原材料を分かりやすく表示したり、部品をユニット化したりする製品設計段階の取組や、企業秘密に留意しつつ製造事業者とリサイクル事業者間で有用金属の含有情報の共有化を行う取組等を推進する。

環境省

1. 市町村における小型家電の回収体制の構築を支援すること等を目的に、平成24年度から「使用済小型電気電子機器リサイクルシステム構築実証事業」を実施している。(①、②)

2. 小型家電リサイクル制度の意義・効果等の普及啓発を図るため、各種媒体を活用した情報発信を実施している。(①)

3. できる限り多くの市町村の取組を促進するため、都道府県・市町村の担当者を対象にした、小型家電リサイクルに係る法令や諸施策の説明を実施する。(①)

4. 小型家電リサイクル制度に基づき、国ではこれまで再資源化事業を実施する事業者の認定を行っており、これにより自治体等による使用済小型電子機器等の新たな回収スキームの構築を進める。(①、②)

1. 「市町村提案型」「事業者提案型」2種類の公募を各3回のべ6回行い、平成26年度は合計193市町村が事業に参加した。25年度は合計161市町村が事業に参加した。

2. ポスター、パンフレットの作成等や、雑誌、新聞での広告等、普及啓発を行った。また、事業者向けに小型家電リサイクル法についてのセミナーを東京と大阪で開催した。

3. 全国4箇所で開催した「小型家電リサイクル市町村向け説明会及び事業者との情報交換会」を開催した。78自治体が参加し、参加人数は自治体及び事業者を合わせて142人であった。

4. 平成26年度において6事業者の再資源化事業計画の認定を行った。25年度において35事業者の再資源化事業計画の認定を行った。

5. 従来は破砕されて破砕残さに混

1. 引き続き「市町村提案型」、「事業者提案型」に加え「都道府県連携型」の3種類の公募を各2回のべ6回行った。合計104市町村が事業に参加した。引き続き「市町村提案型」、「事業者提案型」2種類の公募を各3回のべ6回行った。4月公募分までで合計188市町村が事業に参加した。

2. 環境イベント等を通じて、小型家電リサイクルの周知を図るとともにパンフレットを各方面に配布した。

3. これまでの実証事業の結果や自治体・事業者の取組事例から優良事例や課題などを整理するとともに、制度の安定性や、市町村・認定事業者への情報提供の在り方について検討する予定である。

~~4. 8月~~

4. 9月迄に新規に6事業者の再資源化事業計画の認定を行った。迄に新規に3事業者の再資源化事業計画の認定を行った。

1. これまでの実証事業の優良事例や課題等をふまえて、市町村に対し回収体制の構築に必要な情報提供などを行い、参加市町村数及び回収量の拡大を図る。今後も実証事業の実施を通じて、市町村に対し回収体制の構築に必要な支援を行い、参加市町村数及び回収量の拡大を図る。

2. これまでの取組事例等から効果的な普及啓発の手法について検討を行い、市町村・認定事業者への情報提供を実施していく。実施していく。

3. 今後はさらなる回収量の増加、再資源化の質の向上を促進していくことを念頭に、地域に応じた効果的な回収方法や、認定事業者の効果的・効率的な再資源化方法を検討することで、制度の安定的・持続的運用に努めていく。

4. 申請のあった再資源化事業計画のうち、基準を満たしたものについては引き続き認定を行っていく。

5. 引き続き、実証事業や補助事業を実施し、製品横断的に、レアメタル等の有用金属の回収、2R(リデュース・リユース)の取組、水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進等の低炭素社会の実現にも資する取組を支援する。「低炭素型3R技術・システム実証事業」の拡充も視野に入れつつ継続し、自動車

表の書式変更

コメント[A4]: 循環室、リサ室、産廃課、廃対課

また、使用済製品については、より広域でのリサイクルを念頭に、製品の製造者等が回収する廃棄物処理法の広域認定制度等を適切に活用する。

④ 使用済製品から有用金属を回収し、リサイクルするために必要となる新技術の研究・開発を支援する。

5. 自動車や家電等、製品横断的な素材のリサイクルや、水平リサイクル等のリサイクルの高度化に資する取組を支援する。

(②、④) 自動車リサイクルに係る複数の事業者が連携して行う、リサイクルの高度化に資する取組を支援する。(②、④)

6. 平成 15 年に改正された廃棄物処理法に基づき、広域的に行うことによって、廃棄物の減量、その他適正な処理の確保に資するとして環境大臣の認定を受けた者について、業の許可を不要とする制度(広域認定制度)を設け、製造事業者等による自主回収及び再生利用を促進している。(③)

7. 環境研究総合推進費により、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発を支援している。(④)

経
済
産

1. 市町村が小型家電の回収体制を構築するための初期投資への支援や、小型家電リサイクル法に関する普及啓発のためのリ

入し、あるいは十分に選別されないまま海外に流出していた自動車用コンピューター基板等について、製錬業者と連携することで、高付加価値なリサイクルを実現するとともに、国内で資源として活用するための評価・検証を行う実証的な取組等を支援した。「平成 25 年度自動車リサイクル連携高度化事業」において、解体業者と製錬業者が連携することで、使用済自動車に含まれる貴金属等を効率的に回収するための実証的な取組等を支援した。

6. 平成 26 年度末において、広域認定制度では、一般廃棄物^⑤は 95 件、産業廃棄物^⑥は 247 件の認定実績となっている。

7. -
平成 26 年度は、行政が特に提案を求める重点研究テーマとして「使用済電子機器等からの有用金属等の効果的な回収技術及び残渣処理システム等の技術開発」を示し、テーマに合致する研究として 1 件を採択した。また、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発として 6 件を採択した。

1. 小型家電リサイクルへの理解を深める国民向け啓発イベントを実施した。

5. 使用済製品からの有用金属回収を行う選別設備の導入支援や家電等の高効率破碎・選別・リサイクルシステムの実証を行った。

「平成 26 年度低炭素型 3R 技術・システム実証調査事業」において、従来は破碎されて自動車破碎残さに混入し、あるいは十分に選別されないまま海外に流出していたコンピューター基板等について、製錬業者と連携することで、高付加価値なリサイクルを実現するとともに、国内で資源として活用するための評価・検証を行う実証的な取組等を支援している。

6. 平成 27 年度においては、廃棄物の減量化や適正処理の確保に資する広域認定制度の適切な運用を図る。

7. 平成 27 年度は、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発として 3 件を採択している。

1. 小型家電リサイクルへの理解を深める国民向け啓発イベントを実施している。

リサイクル分野に限らず、製品横断的に、レアメタル等の有用金属の回収、2R(リデュース・リユース)の取組、水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進等の低炭素社会の実現にも資する取組を支援する。

6. 今後も廃棄物の減量化や適正処理の確保に資する広域認定制度の適切な運用を図っていく。

7. 平成 28 年度は、レアメタル等の有用金属資源の効率的な再資源化のための破碎・選別・分離技術の研究・開発と効果的な回収のための社会システムの研究などを含む 3R を推進する技術・社会システムの構築に係る研究・開発を採択の対象とする。

1. 回収量の更なる拡大のため、引き続き、国民の制度への理解を深める啓発を実施していく。

<p>(3) 水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進</p> <p>① 循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指し、循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業との連携を促進するとともに、消費者への普及啓発を推進する。</p> <p>② リサイクルの高付加価値化や分別・解体・選別などリサイクル費用の削減に向けた新技術の研究・開発を支援する。</p> <p>③ 循環資源がどのように収集され、どのように利用されているのか、消費者が容易に把握することができるよう情報発信を行い、消費者の3R行動の改善を促す。</p>	<p>業 省</p> <p>財 務 省 ・ 文 部 科 学 省 ・ 厚 生 労 働 省 ・ 農 林 水 産 省 ・ 経 済 産 業 省 ・</p>	<p>ーフレット作成、各主体間の連携促進等を目的とした自治体と小型家電リサイクル法に基づく認定事業者とのマッチング会の開催などを、リサイクル制度が定着するよう連携して行う。(①)</p> <p>2. コバルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリー及びタンクステンを含む超硬工具の回収量の確保、リサイクル効率性の向上に向けた実証事業に対して補助を行い、使用済み製品からの有用金属の回収の推進に資する取組を進めている。(②)</p> <p>4.1. 10月の3R推進月間において、関係8省庁※が連携し、重点的な普及啓発活動を実施している。※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・消費者庁(③)</p>	<p>2. 平成26年度は、資源循環実証事業により、コバルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリーの実証事業5件に対して補助を実施した。</p> <p>-</p>	<p>2. 平成27年度は、リサイクル優先レアメタル回収技術開発・実証により、コバルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリーの実証事業を3件採択している。</p> <p>-</p>	<p>2. 平成28年度以降は、これまでに補助を実施した事業について、さらなる回収効率化や低コスト等の進捗状況についてのフォローアップを行う。</p> <p>-</p>
--	---	---	--	---	--

1. スーパーの店舗等の事業系ルートにおいて回収されたペットボトルに関する「ボトル to ボトル (B to B)」~~B to B~~等の高度なリサイクルの促進を図る。そのため、小売事業者の店頭への自動回収器設置支援を行う。(①)

2. プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化支援を行う。(①、②)

1. 使用済みペットボトルからペットボトルを再生するいわゆる「ボトル to ボトル (B to B)」を推進するため、スーパーの店頭回収等の事業系回収ルートにおいて、より高品質な使用済みペットボトルを、より効率的に回収する方法を検討する実証事業を行い、各回収ルートからの使用済みペットボトルに係る品質等について把握した。

2. プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルによる再生品について、更なる品質の向上及び利用の拡大を図るため、材料リサイクル事業者と家電、文具、玩具等のメーカー等のマッチング等を行った。の高度化及び材料リサイクルにより生産された再生品の受容拡大のために、再生品について文具、玩具、日用品等への利用可能性調査を行った。

1. 使用済みペットボトルからペットボトルを再生するいわゆる「ボトル to ボトル (B to B)」を推進するため、スーパー等における使用済みペットボトルの店頭回収のモデル事業を実施し、有効性の検証、社会システム化に伴う環境負荷低減効果、社会的費用の削減効果の試算、事業実施地域以外での普及方策等について検討する。スーパーの店頭回収等の事業系回収ルートにおいて、より高品質な使用済みペットボトルを、より効率的に回収する方法を検討する実証事業を行い、各回収ルートからの使用済みペットボトルに係る品質等について把握した。

2. これまでの実施内容について、とりまとめを行うとともに今後の方向性について検討する。プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルによる再生品について、更なる品質の向上及び利用の拡大を図るため、材料リサイクル事業者と家電、文具、玩具等のメーカー等のマッチング等を行う。

1. 及び2. 中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において行われている容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等の結果や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じる。

~~3.~~

コメント [A5]: 循環室、リサ室、産廃課、廃対課

3. 鉄スクラップや、プラスチック、ガラス等の水平リサイクルの推進に向けて、実証事業や補助事業を実施し、動静脈が一体となった循環資源の利活用を推進する。

(①、②)

4. 食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画（食品リサイクルループ）による地域循環の取組の促進を図る。(①)

3. 平成 26 年度に鉄スクラップを原料として自動車用の鋼板及び自動車用部品を試作し、その品質について検証を行うことで、自動車等の原材料に鉄スクラップを用いることができることを明らかにした。

4. 食品リサイクル法に基づく食品リサイクルループの認定件数は、平成 27 年 3 月末時点で 53 件となっており、着実に増加している。

食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者、地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の理解促進等によるリサイクルループ形成の促進のため、平成 26 年 7 月に全国 3 ヶ所において、「食品リサイクルループ形成支援セミナー」を試行的に実施した。

また、同月に全国 7 ヶ所において、地方自治体の廃棄物部局担当者を対象として、各種リサイクル法に係る説明会を開催し、食品リサイクル法に基づくリサイクルループ事業への積極的な後押しを促した。

3. 実証事業及び補助事業において、自動車メーカー、整備業者、コンパウンダーが連携して自動車バンパーを再度バンパーに効率的にリサイクルする連携事業や、アルミ合金やペットボトルの水平リサイクルを可能にする選別設備・店頭回収機の導入支援を行った。

4. 平成 27 年 6 月から 7 月にかけて、全国 8 ヶ所において、地方自治体の廃棄物部局担当者を対象として、各種リサイクル法に係る説明会を開催したほか、市町村廃棄物部局に対する通知を发出し、引き続き食品リサイクル法に基づくリサイクルループ事業への積極的な後押しを促していく。

食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者、地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の理解促進等によるリサイクルループ形成の促進のため、平成 27 年 10 月から平成 28 年 1 月にかけて、全国 4 ヶ所において、「食品リサイクル推進マッチングセミナー」を実施する。
リサイクルループに基づく取組により生産された農畜水産物の量など認定を受けた計画の実施状況の把握を行う

5. 平成 27 年度は、行政が特に提案を求める重点研究テーマとして「リサイクル材のアップグレードリサイ

3. 引き続き、実証事業や補助事業を通じて、製品横断的に、水平リサイクル等の高度なリサイクルを推進し、循環資源の活用の推進等の低炭素社会の実現にも資する取組を支援する。

4. 食品リサイクルループに関する説明会を通じ、引き続き食品リサイクルループの形成を促進していく。

	<p>5. 環境研究総合推進費により、3R・適正処理の徹底、レアメタル等の回収・リサイクルシステムの構築等に係る研究・開発を支援している。(②)</p>	<p>5. - 平成26年度は、行政が特に提案を求める重点研究テーマとして「アップグレード及び水平リサイクルを意識した製品開発及び資源循環技術システムの構築」を示し、テーマに合致する研究として1件を採択した。また、リサイクルの推進に資する研究・開発として6件を採択している。</p>	<p>クル・水平リサイクルに向けた基礎研究・技術開発」を示し、テーマに合致する研究として3件を採択した。また、リサイクルの推進に資する研究・開発として7件を採択している。</p>	<p>5. 平成28年度は、行政が特に提案を求める重点研究テーマとして「リサイクル材利活用に関する研究・技術開発」を示し、テーマに合致する課題を積極的に採択することとしている。</p>
<p>経済産業省</p>	<p>1. 自由な経済活動を阻害することなく、質の高い使用済ペットボトル由来の再生材を可能な限り国内で利用していくためには、国内における使用済ペットボトルの回収主体とリサイクル事業者がお互いのメリットを共有し、WIN-WINの関係の下で取り組むことが重要である。このような観点から、容器包装廃棄物の回収ルートの多様化の一環として重要になりつつあるペットボトルの店頭回収について各主体の取組状況やメリットとなる点の情報を共有するとともに、店頭回収を進める</p>	<p>1. ペットボトルの店頭回収に取り組む各主体の取組状況やメリットとなる点の情報を共有するとともに、店頭回収を進める上での課題や対応方針、主体間の効果的な連携の在り方を検討することにより、店頭回収に取り組むことへの関係者の意欲や関心を高め、民間事業者による自主的かつ経済的な創意工夫あるリサイクルを促進することを目的として、シンポジウムを開催した。</p>	<p>1. 店頭回収については、使用済ペットボトルを効率的に回収可能なルートであることを踏まえつつ、ペットボトルの国内循環の在り方も勘案しながら、課題を整理した上で促進の在り方を検討していく。</p>	<p>1. 引き続き、店頭回収については、使用済ペットボトルを効率的に回収可能なルートであることを踏まえつつ、ペットボトルの国内循環の在り方も勘案しながら、課題を整理しつつ促進の在り方を検討していく。</p>

上での課題や対応方針、主体間の効果的な連携の在り方を検討することにより、店頭回収に取り組むことへの関係者の意欲や関心を高め、民間事業者による自主的かつ経済的な創意工夫あるリサイクルを促進する。(①、③)

2. プラスチック製容器包装は、多種多様なプラスチックや、プラスチック以外の素材が混合されて使用されている点が、リサイクルする上での1つの課題となっている。他方、リサイクル事業者の選別技術の向上等により、プラスチック再生材料の品質の安定化が進展している。そこで、再生材の更なる活用のため、プラスチック再生材料を物性等により分類し、当該分類ごとの用途及び市場規模等を整理することにより、潜在需要及び処理技術向上について検討を行う。

(①、②)

3. 経済産業省では、3Rの現状・政策等をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を毎年発行しているほか、ウェブサイト (<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html>) において、リサイクルの仕組みの紹介等を実施している。また、普及啓発用DVD等の貸出も行っており、上記ウェブサイトで周知している。・・・(③)

4. 10月の3R推進月間において、関係8省庁※が連携し、重点的な普及啓発活動を実施している。※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・消費者庁(③)

3. 資源循環ハンドブック2014を4,000部作成し、関係機関に配布したほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行った。また、3R政策に関するウェブサイト

(<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html>) において、リサイクルの仕組みの紹介を行うと共に普及啓発用DVDの貸出等を実施した。

4 10月の3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同の「環境にやさしい買い物キャンベ

2. プラスチック再生材料を利用するメーカー等に対しヒアリングを行い、プラスチック再生材料の物性やより高付加価値な用途へ利用するために必要な再生処理技術等について分類・整理し、潜在需要及び処理技術向上について検討を行う。

3. 資源循環ハンドブック2015を5,000部作成し、関係機関に配布したほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行う。また、3R政策に関するウェブサイト

(<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html>) において、リサイクルの仕組みの紹介を行うと共に普及啓発用DVDの貸出等を実施している。

4. 10月の3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同

2. 引き続き、プラスチック製容器包装のリサイクル手法等について、プラスチック再生材料の高付加価値化に向けた検討を行う。

3. 資源循環ハンドブック2016を作成し、関係機関に配布するほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行うこととしている。また、3R政策に関するウェブサイト

(<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html>) において、リサイクルの仕組みの紹介を行うと共に普及啓発用DVDの貸出等を実施することとしている。

4. 10月の3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPR